

議案第 53 号

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市税条例の一部を改正する条例

加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「公示送達は、」の右に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「第 2 条」を「第 2 条第 2 項」に、「掲示して行なう」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の右に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の右に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の右に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の右に「又は特定親族」を加える。

第 67 条第 1 項中「4 月 1 日から同月 30 日まで」を「5 月 1 日から同月 31 日まで」に改める。

附則第 18 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 18 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

める方法により換算した紙巻たばこ（第 92 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1） 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（2） 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 67 条第 1 項の改正規定及び附則第 18 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに附則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(2) 第 18 条及び第 18 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日
(公示送達に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の加西市税条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 34 条の 2 及び第 36 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 36 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の加西市税条例（以下「旧条例」という。）第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第18条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、加西市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第18条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 加西市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第18条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第18条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(審議資料)

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたこと等に伴い、加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）の一部を改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うもの。

【概 要】

- (1) 公示送達の方法（地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日から施行）

インターネットを利用する方法により、公示事項を不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置をとるとともに、市役所の掲示場又は事務所に設置したパソコン画面等に表示することにより公示送達を行うことを可能とするための規定の整備

- (2) 特定親族特別控除の創設等に伴う改正（令和 8 年 1 月 1 日施行）

19 歳以上 23 歳未満の特定扶養親族について、扶養基準を給与収入 103 万円以下から 123 万円以下に引き上げるとともに、給与収入 123 万円超 188 万円以下である場合は、特定親族特別控除の対象とする（控除額は給与収入 160 万円から逡減）。

(単位：万円)

	特定扶養控除		特定親族特別控除						
	現行	改正案	改正案（新設）						
給与収入 金額	～103	～123	～160	～165	～170	～175	～180	～185	～188
合計所得 金額	～ 48	～ 58	～ 95	～100	～105	～110	～115	～120	～123
控除額	45	45	45	41	31	21	11	6	3

- (3) 固定資産税の納期の変更（令和 8 年 4 月 1 日施行）

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）の施行により、同法に定める標準化基準に適合する基幹業務システムへの円滑な移行を図るにあたり、標準的な納期とするため、固定資産税第 1 期の納期を「4 月 1 日から同月 30 日まで」から「5 月 1 日から同月 31 日まで」に変更する。

- (4) 加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例（令和 8 年 4 月 1 日施行）

加熱式たばこについて、紙巻きたばこより税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況を踏まえた国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても課税方式が見直された。現在、重量と価格によって加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定重量以下のものは 1 本をもって紙巻たばこ 1 本に換算する仕組みとする。